

参考資料

深川市バリアフリー基本構想

誰もが快適に 誰もが安全安心に 暮らせる未来のまちづくり

2016



車いすマーク
(国際シンボルマーク)
国際リハビリテーション協会



ベビーカーマーク
国土交通省



耳マーク
全難聴事務局



マタニティマーク
厚生労働省

用語の解説

用語	解説等
アクセス	目的地に近づく方法・交通手段。
移動等円滑化	高齢者や障がい者等の日常生活や社会生活における移動や施設の利用の際に係る身体の負担を軽減し、その移動上または施設の利用上の利便性や安全性を向上させること。
オストメイト	直腸がんや膀胱がんなどにより、臓器に機能障がいを負ったため、腹部に便や尿の排泄口（人工肛門・人工膀胱（総称：ストーマ））を有する人のこと。
交通バリアフリー法	高齢者や障がい者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、平成12年11月15日に施行された法律。「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の通称。平成18年12月20日にバリアフリー新法が施行され、ハートビル法と統合された。
心のバリアフリー	高齢者・障がい者等の自立した生活を確保することの必要性について理解を深め、視覚障がい者誘導用ブロックへの駐輪や身体障がい者用駐車スペースへの駐車などによる施設利用等を妨げる行為をしないこと。必要に応じて手助けすること等の支援により、高齢者・障がい者等の円滑な移動及び施設利用の確保に積極的に協力すること。
視覚障がい者誘導用ブロック	視覚障がいのある人が歩行する際、足の裏の触感覚や白杖により、その存在及び大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロック。
重点整備地区	旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他、高齢者や障がい者等が生活上利用する施設が所在する一定の地区で、優先的に移動の円滑化を図るためのバリアフリー化事業を推進していく地区のこと。
スパイラルアップ	具体的なバリアフリー施策などの内容について、高齢者や障がい者等、当事者の参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって、段階的・継続的な発展を図っていくこと。
生活関連経路	生活関連施設相互間の経路のこと。
生活関連施設	高齢者・障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設など。
多目的トイレ	車椅子対応設備、乳幼児対応設備、オストメイト対応設備など様々なニーズに対応できるよう複数の機能が整備されたトイレのこと。
ハートビル法	高齢者や障がい者等、不特定多数の人々が安心して気持ちよく利用できる心（ハート）にやさしいビルディング（ビル）の建築を促進することにより、誰もが快適に暮らせるような生活環境づくりに寄与することを目的とする法律。「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の通称。平成18年12月20日にバリアフリー新法が施行され、交通バリアフリー法と統合された。
パブリックコメント	広く公（パブリック）に、意見・情報・改善案など（コメント）を求める手続き。
バリアフリー	高齢者や障がい者等の生活や行動に不便な障がい物を取り除くこと。段差の解消等。広義には物的環境のバリア以外に人間の心理的なバリアや社会的な制度のバリアも含まれる。
ネットワーク	網状のもの。各拠点や施設を交通網や路線できめ細かく結ぶもの。
ノーマライゼーション	高齢者や障がい者等、社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。
マネジメント	目標達成のための効果を最大化する手法。
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすい都市うゑ生活環境をデザインする考え方。
ワークショップ	参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする手法。

深川市バリアフリー基本構想策定の経緯

取り組みの概要 庁内検討組織会議（健康福祉センター2階研修室） 平成27年9月11日 ・ 深川市バリアフリー基本構想について ・ 基本構想（第1章、第2章および第4章）事務局案について ・ 重点整備地区設定エリアについて 庁内検討組織会議（深川市役所東庁舎会議室） 平成28年2月19日 ・ 深川市バリアフリー基本構想（案）について
公共施設等の利用状況調査 平成27年11月1日～平成27年11月13日 ・ 日常生活上よく利用する施設等について課題と現状の把握 市民アンケート調査 平成27年12月24日～平成28年1月25日 ・ 日常生活上よく利用する施設等について課題と現状の把握
第1回推進協議会（深川市役所3階大会議室） 平成27年9月16日 ・ 「深川市バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱」について ・ 委嘱状交付 ・ 会長、副会長選出 ・ バリアフリー新法と基本構想制度が目指すこと ・ 基本構想の構成と検討の進め方（スケジュール） ・ バリアフリー基本構想策定にあたって ・ 深川市の現況 ・ 主な日常生活施設の分布状況図について 第2回推進協議会（深川市中央公民館2階第1研修室） 平成27年10月22日 ・ 主な日常生活施設の分布状況図について ・ 道路の移動等円滑化整備ガイドラインについて ・ バリアフリー現地確認順路図について ・ 移動等円滑化の基本理念と基本方針 ・ バリアフリーに関するアンケートについて 第3回推進協議会（深川市役所3階大会議室） 平成27年12月24日 ・ 重点整備地区の設定及び生活関連施設、生活関連経路の選定 ・ バリアフリー基本構想制度について ・ 重点整備地区における整備目標 ・ バリアフリーに関するアンケートについて 第4回推進協議会（深川市中央公民館2階第1研修室） 平成28年2月22日 ・ 深川市バリアフリー基本構想（案）について ・ パブリックコメントの実施について（平成28年2月26日～平成28年3月25日）

深川市バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱を次のとおり定める。

平成27年7月10日

深川市長 山下 貴 史

深川市バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱
(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づく深川市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を策定し、基本構想に基づくバリアフリー化事業を円滑に推進するため、法第26条第1項の規定に基づき、深川市バリアフリー基本構想推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 基本構想の策定に係る協議に関すること。
- (2) 基本構想の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) その他高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体を代表する者
- (3) 商工関係団体を代表する者
- (4) 地域住民を代表する者
- (5) 公共交通事業者
- (6) 道路管理者
- (7) 北海道公安委員会
- (8) 関係行政機関及び市の職員
- (9) その他市長が必要と認める者

3 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本構想の策定が完了する日までとする。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集する。ただし、最初の会議は市長が招集する。

- 2 会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 会長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、建設水道部都市建設課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成２７年７月１０日から施行する。
- (この訓令の失効)
- 2 この訓令は、平成２８年３月３１日限り、その効力を失う。

深川市バリアフリー基本構想推進協議会委員名簿

(敬称略)

所 属	役 職	氏 名	関係団体区分
拓殖大学北海道短期大学	副学長	土門 裕之	学識経験者
北海道開発局札幌開発建設部深川道路事務所	所 長	豊田 義明	道路管理者
空知総合振興局札幌建設管理部深川出張所	所 長	本間 幸裕	
北海道旅客鉄道株式会社深川駅	駅 長	宮内 進	公共交通事業者
空知中央バス株式会社深川営業所	所 長	田村 秀市	
北海道旭川方面深川警察署交通課	課 長	伊藤 雅彦	北海道公安委員会
深川市社会福祉協議会	会 長	柴田 康行	福祉関係団体
深川市障がい者ネットワーク協会	会 長	菊池 実	
深川市老人クラブ連合会	会 長	南川 勇	
深川市町内会連合会連絡協議会	会 長	安藤 一彦	地域住民代表
深川商工会議所	常議員	笠松 昭伸	商工関係団体
深川市商店街振興組合連合会	理事長	成田 雅敏	
深川建設業協会	会 長	富岡 正幸	
公募委員		久保 照子	一般公募枠
公募委員		笹口 和子	
北海道運輸局交通政策部消費者行政・情報課	課 長	舩山 令長	関係機関及び市職員
深川市企画総務部	部 長	早川 雅典	
深川市市民福祉部	部 長	藪 友博	
深川市教育部	部 長	大西 徳治	
深川市建設水道部	部 長	堀川 正樹	

会 長：土門 裕之（拓殖大学北海道短期大学）

副会長：菊池 実（深川市障がい者ネットワーク協会）



庁内検討組織（深川市バリアフリー基本構想推進協議会事務局会議）

（敬称略）

所 属	役 職	氏 名	備 考
企画総務部総務課自治防災室	室 長	久保 公一	
企画総務部企画財政課	課 長	吉村 理明	
市民福祉部社会福祉課子育て支援推進室	室 長	荒井 幸治	
市民福祉部高齢者支援課	課 長	安田 浩人	
市民福祉部健康福祉課	課 長	三ツ井隆博	
経済・地域振興部商工労政課	課 長	伊藤 久人	
教育委員会学務課	課 長	荒井 清光	
建設水道部建築住宅課	課 長	井原 淳	
建設水道部上下水道課	課 長	大角 勝司	
建設水道部都市建設課	課 長	天羽 真司	事務局長
建設水道部都市建設課	課長補佐	小林 辰也	事務局
建設水道部都市建設課	主 査	新井 浩之	事務局
建設水道部都市建設課	主 任	舘岡 英司	事務局
建設水道部都市建設課	主 事	小森 和優	事務局



誰もが快適に 誰もが安全安心に 暮らせる未来のまちづくり

深川市バリアフリー基本構想 2016

発行 / 平成28年4月 北海道深川市

〒074-8650 北海道深川市2条17番17号

TEL 0164-26-2304

FAX 0164-22-2460

E-mail toshiken@city.fukagawa.lg.jp

URL <http://www.city.fukagawa.lg.jp/>